

平成24年第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年11月22日(木) 午後1:30~午後3:00
2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	2	村下 健治
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
〃	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (1人)

8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局長 熊谷 誠悦

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第6号 和解の仲介の結果報告について

日程第4 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

## 7. 会議の概要

議 長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、9番 長根 孝衛君 にお願ひします。
	(憲章の唱和)
議 長	定足数に達しておりますので、これより平成24年第12回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と申すことでご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	それでは議事録署名委員には、2番 村下 健治 君 並びに 4番 前山 勝造 君を指名いたします。
議 長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に日程第3、報告第6号 農地法第25条第1項の規定による和解の仲介が終了したので、その結果を報告します。それでは、受付番号6号について事務局より説明を求めます。
事務局	日程第3 報告第6号 農地法第25条第1項の規定による和解の仲介事件について和解したので報告します。 報告第6号については10月12日に境界の紛争の仲介について農業委員会に申立があったものです。 農業委員会では10月30日に農業委員の仲介委員3人と会長、事務局が現地で双方立ち会のもとに別紙和解調書のとおり仲介を行い和解となりました。申立人及び被申立人、農地の所在等についてはP2のとおりです。
議 長	次に日程第4、議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。それでは、受付番号33号についてを審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第4 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。 受付番号33号の農地は、畜産用の飼料作物として賃貸借されていた箇所です。10月に期限が切れたので再度契約をしたいと申すこととあります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名等については議案書に記載のとおりです。参考にP6に許可申請書の写しP7に位置図を添付してあります。周辺農地への影響等については利用状況から見て問題はないと考えます。受付番号33番はP10に添付してある農地法第3条第1項の調査書

	のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を担当の7番佐藤 委員から報告を求めます。
佐藤委員	議案第31号の現地調査の結果を報告します。 受付番号33号の農地は、10月頃まで飼料作物として賃貸借されていた箇所ですが、期限が切れたので再度契約するということでもあります。 現地において調査した結果、周辺農地への支障の有無等について特段、問題はないものと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議 長	次の日程第3の受付番号34号の審議に入る前に暫時休会とし県外から本村に転入し新規就農者として就労している譲受人から今年の農作物の収穫量等を話してもらいたいと思います。譲受人は今年無農薬、無肥料の栽培方法で水稻、小麦を作付しました。長年農業経営を行っている農業委員の皆さんからきたんのない意見や質問をお願いします。
議 長	それでは休会を解き総会を再開します。日程第3 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。 受付番号34号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第4 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。 受付番号34号の農地は、今現在は遊休農地化になっているところでもあります。今回麦、野菜等を作付けしたいとのことで申請されたものであります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については議案書に記載のとおりです。参考にP8に許可申請書の写しP9に位置図を添付してあります。周辺農地への影響等については利用状況からみて問題はないと考えます。また受付番号34番はP10に添付してある農地法第3条第1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の9番 長根 委員から報告を求めます。
長根委員	議案第31号の現地調査の結果を報告します。受付番号34号の農地は、現在は遊休農地化になっている箇所でもあります。麦、野菜等を作付けしたいということで申請されたものであります。隣接農地への影響および支障の有無等については、特段問題ないと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なしの声あり
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第31号 受付番号第33号と34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異義なしのこえあり
	<p>よって、議案第31号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもって、平成24年度 第12回 新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議長

署名者

署名者